

令和6年9月定例会 こども未来・安心対策特別委員会（付託）

令和6年10月2日（水）

〔委員会の概要〕

原委員長

ただいまから、こども未来・安心対策特別委員会を開会いたします。（10時31分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりでございます。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

臼杵こども未来部長

理事者におきまして、説明及び報告事項はございません。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

原委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

大塚委員

日本で非常に急がなければいけないことは少子化対策なんですけれども、その手助けとなることは、子供さんがある時期までできる限り十分な支援というのが必要なわけです。その中でも特にできるだけ早く実現していただきたいのが、学校給食費の無償化だと思います。

聞きますと県内でも4市町村は既にやられているし、全国では青森県が全県で学校給食費の無償化をやられているということなんですけれども、県内の現状について、お聞きしたいと思います。

長谷義務教育課長

大塚委員から、学校給食費無償化に関する県内の状況について御質問を頂きました。

学校給食の実施に当たりましては、学校給食法によりまして、施設・設備に要する経費や従事する職員の人件費などは学校の設置者が負担し、食材費などに要する経費につきましては保護者が負担することとなっております。

県においては、長引く物価高騰の中で栄養バランスの取れた安全安心な給食を提供し、保護者の負担を軽減するために、県立中学校との学校給食において令和4年度から国の地方創生臨時交付金を活用しまして、給食費の食材費高騰分を助成してきたところでございます。

本年度もさきの6月定例会で予算を御承認いただき、1食当たり70円を上限とした補助制度を活用し、食材費高騰分を支援しているところでございます。

県内自治体におきましても自主財源のほか、先ほど申し上げました臨時交付金を活用す

ることなどによりまして、現在21市町村が無償化や一部補助を行っております。

令和6年度現在、県内で年間を通じて小中学校の給食費を無償化しておりますのは4自治体ということになっております。

大塚委員

4自治体ということで、具体的に名前を言っていただけたらと思います。どこでしょうか。

長谷義務教育課長

大塚委員より、現在、学校給食費を無償化している4自治体はどこかという御質問でございます。

県教育委員会において把握している自治体は三好市、神山町、美波町、佐那河内村の4自治体でございます。

大塚委員

各市町村とも、財政というのはなかなか厳しいところがあると思うのですが、その中でも既に四つの地区においては無償化を行っているということで、素晴らしいことだと思います。

特に三好市は自治体として非常に大きいのですが、無償化をなされているということで、非常に素晴らしいと思います。

特に学童、高校に上がるまでというのは成長期に当たって、食事というのは非常に大事なんです。給食というのは栄養バランスをよく考えて十分なカロリー量も含めて、やられているわけです。

給食をやられている第1学期とか、第2学期とかはいいのですが、夏休みになると給食がないということで、食事に関して問題がある学童の方々も増えます。

そういう中で、こども食堂なんかが活躍していただいているわけですが、現在の学校給食費の無償化に向けての課題についてお答えいただきたいと思います。

長谷義務教育課長

学校給食費の無償化に向けた課題という御質問でございます。

給食費の無償化を行いますためには、恒常的に多額の経費が必要となることから、財源の確保が大きな課題であると考えておりまして、現在支援を行っている県内の自治体におきましては、先ほど申し上げましたように自主財源のほか、国の臨時交付金が活用されています。

本県において、小中学校の給食費を完全無償化した場合には、毎年20億円以上の多額の経費が必要となることから、新たな財源確保が課題となると考えています。

大塚委員

20億円ということなんですけれども、冒頭にも言ったのですが、日本が抱える大きな問題というのは三つあると思うのです。その中でも少子化問題だと思うのです。

子供さんが非常に少なくなっていると、子育てに関する支援というのは、全部というのは最初からは非常に難しいと思うのです。特にこういった給食に関しては絶対に急いでいただきたいものだと思います。

各市町村におきましても、いろんな事業がありまして、予算はいろいろ配分されていると思うのですが、各市町村の長である市長とかは、是非それをしてほしいという気持ちは強いものがあると思うのです。

問題は財源なんです。そういう中で、いろいろ工夫をなさってやっていただきたいということと、県としましても、できるだけの支援をやっていただきたい。県もいろいろな事業をなさっていますけれども、その点に関しては、私としては、まず第一にやるべきことだと思うわけです。

それをしないと、大げさに言えば将来の日本といいますか、地方は子供が段々いなくなってきました。よく言われるのですが、私の小さい時は、外へ出ますと子供の声が聞こえていたわけです。田舎でもそうです。もちろん街中でも子供の声が聞こえていたのです。

ところが、子供の声が聞こえないのです。それぐらい子供の数が少ないし、非常に大きな問題を抱えているわけです。

これは個人的な感想ですが、今回の総裁選挙に9人の方が出ましたけれども、いろんなニュースを見ている中で、それぞれの方がいろんなことを言っていましたけれども、この問題についてきちんと言った人がいたのかと思うぐらい、本当に情けない気持ちがありました。

はっきり言って本当に将来を任せられる人が9人の中にいるのかと思いました。それぐらい大事なことです。政治に携わる者はそういうことを、とにかくきちんとやっていかなければ、将来の日本はないですよ。それぐらい大きな問題だと思います。

学校給食費の無償化に向けた県の取組について、お話ししていただきたいと思います。

長谷義務教育課長

大塚委員から、学校給食費の無償化に向けた県の取組について御質問を頂きました。

学校給食費の無償化を行うためには恒常的に多額の経費が必要となりますことから、昨年6月に知事が岸田前総理大臣と面会しまして、国、県、市町村の連携による学校給食費無償化の早期実現について要望を行いますとともに、同年11月及び本年5月にも無償化に向けた恒久的な財政支援制度創設に関する政策要望を行うなど、現在国に対して働き掛けを行っているところでございます。

また、学校給食に関する全国の実態調査結果が6月に公表されまして、現在国において、その調査結果を踏まえた学校給食の課題の整理や具体的方策の検討が行われるところと承知しております。

県教育委員会といたしましては、今後とも国に対しまして学校給食費の無償化に向けた恒久的な財源確保を強く働き掛けるとともに、今後、国における無償化に向けた具体的施策や他県の動向なども踏まえまして、本県における対応方針を検討してまいりたいと考えております。

大塚委員

是非そういうのをやっていただきたいと思います。

岸田総理も引退されたのですが、あの方は在任中に次元の違った子育て政策をやるとはっきりおっしゃいましたが、全然次元が変わったことはなさっておりませんでした。本当に情けない。

そういう面で、総理も代わったことですから、必ずそういうところでやっていただけると思っています。全ての方が子育て支援というのを、これは一番、日本にとって大事なことでと認識した上でやっていただきたい。

県としての取組を言っていたいたのですが、青森県もやっていますので、頑張って無償化を、次は徳島県というふうになるように、是非、強い強い要望をいたしまして、質問を終わりたいと思います。

井村委員

私は徳島県こども計画に関連しまして1点お聞きしたいと思います。

事前委員会の資料で徳島県のこども計画は今後5年間で計画期間ということで、この11月に素案が報告されるという御説明を頂きました。

その基本目標の施策の方向性が六つあるのですが、その6番目に子育て支援を充実しますということで、三つほど項目が書かれております。

私がお聞きしたいのは、子育て支援の充実を図るということで、恐らくこれまで、それぞれやられてきた施策が並ぶのだらうなと思うのですが、次の目玉施策としてどういうことをされるのかということなのです。

現在3歳から5歳の保育料の無償化、18歳までの医療費負担、高校生の授業料の無償化がなされているように思うのですが、まだ実施されていないのは今、大塚委員が質疑されました学校給食の無償化と、0、1、2歳児の保育料の無償化になるのかなと、ここらを実施すれば、次の徳島県こども計画の目玉的な施策になるのかなと思うのです。無償化につきましては大塚委員から質疑がありました。

私からは0、1、2歳児の保育料について、現在、徳島県内のそれぞれの市町村が負担してやられている所があるとお聞きしております。

まずは、その状況が分かれば教えてください。

玉岡子育て応援課長

ただいま、井村委員から、市町村における0歳から2歳までの保育料の無償化の状況について御質問を頂いております。

保育料の助成につきましては国、また県においても実施しておりまして、国におきましては住民税非課税世帯はまず無償化、それ以外の世帯については兄弟が同時入所で一定の条件はございますけれども、第2子が半額、第3子以降は無償化といった状況です。

県におきましては、特に多子世帯の経済的負担の軽減を図るという観点から、第3子以降の世帯で国が無償化の対象としていない世帯についても、本県独自に助成を行っているところです。

この県の独自助成につきましては、県と市町村と、それぞれ2分の1の費用負担となっ

ておりまして、現在全ての自治体で支援を実施しているところです。

この国、県の制度に加えまして、独自に市町村において負担軽減に取り組んでいるところでございますが、詳細は市町村によって異なるのですけれども、まず無償化については、第1子以降を無償化している所は6市町村、第2子以降を無償化しているのが3市町。

続いて、半額の助成でございますけれども、第1子及び第2子を半額としているのが1町、第2子を半額、これは国の制度でも半額なんですけれども、国の制度を拡充する形で半額をしているのが7市町。

計17市町村において独自の負担軽減に取り組んでいるところです。

井村委員

それぞれ17市町村がされているということなんですけれども、メモでは間に合いませんでしたので、委員会が終わってからでいいので、今の説明を詳しく書いている資料があれば頂きたいと思います。

それぞれ自治体がやられていて、県独自も第3子以降、各市町村と半分ずつということで負担したり、それぞれ負担されているということなんですけれども、先日、報道で東京都の小池都知事が、東京都も0、1、2歳児の保育料の無償化をされるとお聞きしました。

先ほど大塚委員から質問がありましたけれども、それぞれの自治体の財政力というのも関係するのだらうと思うのです。0、1、2歳児の保育料の無償化については公平性というか、自治体ガチャ。

昨年、子育て世帯のお母さんたちとの意見交換にもあったのですが、自治体ガチャなんですと。神戸から結婚して徳島県内に来たら、それぞれの市町村で子育て支援策の水準が違うということで、それぞれの負担が全然違う。あそこの市町はいいけれど、ここの市町は全然してくれないという話をお聞きしました。

そこらの不公平さを思えば、徳島県においても公平になるように頑張ったらどうかと思うのです。徳島県の今後の見解は。目玉施策として、やりませんか、検討しませんか、いかがですか。

玉岡子育て応援課長

ただいま、今後の0、1、2歳児の保育料の無償化の方向性について御質問いただいております。

県がいろいろ実施していますアンケートとかヒアリングによりますと、子育て当事者の方からは、出産や育児にはお金が掛かるといった経済的な面での御意見を頂いております。子育て世帯における経済的な負担軽減というのは非常に重要と考えております。

こうしたことから県におきましては、先ほど申し上げました第3子の保育料の助成に加えまして、お話のありましたように今年度から子供の医療費を18歳まで拡大するとともに、所得制限の撤廃をし、さらに入院医療費については自己負担額を撤廃、完全無償化を実施しておりまして、県、市町村が連携して独自の経済的な支援にも取り組んでいるところです。

0歳から2歳までの保育料の無償化につきましては、かなり大きな財政的な負担を伴うものでございます。

自治体の財政規模によって地域間格差が生じることのないよう、全国一律の仕組みで行うことが本来望ましいと考えておりまして、これまでも国に対して必要な措置を提言、要望しているところでございます。

国の動き、あるいは他県の状況も踏まえ、徳島県こども計画の策定に向けまして、誰もが安心して子育てができる環境になるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

井村委員

知恵を出してやり繰りしてほしいと思うのですが、それぞれの市町村が導入したきっかけというのは、それぞれの首長の選挙の公約、マニフェストみたいな形で、当選した暁には公約だから国、県ではなく、市の独自の施策ということで、それぞれ給食費とか0、1、2歳児の保育料無償化をやられているという所があるように思うのです。

そうしたら結局、政争の具になっているわけであって、そこに自治体ガチャが発生しているような感じがいたします。

そこらも国、県がしっかりと助成して、水準をきちっと公平にしていきたい。今後とも御検討いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

達田委員

先ほどの学校給食とか保育料の無償化ということは、とても大事なことだと思います。

今、物価高騰の折、子育て支援というのが重要になってきていると思うのです。多くの議員さんも、県民の皆さんからそういうお声をじかにお聞きになってきていると思うのです。

私どもは、令和5年の9月議会に、学校給食無償化をと願う請願を出しております。継続になっているのですが、議会としても継続ではなく採択をして、国に物申すということを、きちんと言うべきではないかと今、強く思いました。

恐らく議会でも、県民の声を受けて、そういう方向に進まれるのではないかと期待をしているところです。

質問をさせていただきます。まず、医療政策課にお尋ねしたいのですが、今、医者が足りない、看護師が足りないということで、徳島県は医者が多いと言われておりますけれども、多くの方が高齢化されているということで、これからどんどんと医者が足りないような時代になっていってしまうのではないかと危惧されております。

そういう中で、今年の新規事業として、新次元・とくしま医療人材確保・養成対策事業で1億6,887万5,000円という予算も付いて、医師、看護職員の確保の対策、充実をしていくということで、私も期待しております。

医師の確保、看護職員の確保は大事なことだと思うのですが、それぞれの取組状況を教えていただけたらと思います。

金丸医療政策課長

達田委員から、新次元・とくしま医療人材確保・養成対策事業費の取組状況について御質問を頂きました。

本事業につきましては、将来にわたって地域における持続可能な医療提供体制を維持していくため、医師、看護職員の確保対策の充実・強化を図るための施策を盛り込み、今年度当初予算でお認めいただいているものです。

事業の具体的な内容として、まず医師の確保対策としては、徳島大学医学部に入学する学生の7割を占めております、県外出身学生の県内定着を促進するための一時金支援制度ですとか、県外医学部生が本県の臨床研修病院を見学する際の病院見学支援制度などを創設したところです。

また、看護職員の確保対策としては、県内看護師等学校養成所の学生の皆様に、卒業後も県内に定着いただきたいということで、県外出身学生を対象として、看護職員確保に特に苦慮されております、へき地の公立医療機関への就業促進を図るための奨学金返還支援制度などの創設を行っています。

こうした施策を幅広く展開することで、将来の本県医療を支える人材の安定的な確保・養成が図られるよう取組を進めているところです。

達田委員

県内にいてほしいということを切望しているのですけれども、何か特徴的に、こういうことをやったらいいのではというような新しい対策をお考えになっていることがありましたら教えていただきたいです。また何か取組をされて、成果が見えてきているのではないかと思えるようなことがございましたら、教えていただけたらと思います。

金丸医療政策課長

医師確保に係ります新たな取組ですとか、これまでの成果といったところで御質問を頂きました。

まず医師の確保につきまして、先ほども申しました徳島大学医学部に地域枠というので奨学金を設けている制度がございます。この方々に対しましては卒業後9年間、県内の公立病院等で勤務いただくと奨学金が返還免除となるという制度がございます。これにつきまして徳島大学との調整をいたしました結果、来年度から従来の12名から17名に増やしていくという取組を行っています。

さらに、一時金支援制度につきましても、更なる手立てが取れないかということで現在、検討を進めているところです。

これまでの成果として、一例を申し上げさせていただきますと、去る9月27日、来年度から臨床研修を開始する医師と、就職先となる医療機関とのマッチングの中間報告が公表されたところで、本県におきまして昨年度の31名を上回る42名となったところでして、関係機関との連携によりますこうした取組の効果が一定程度現れたと感じているところです。

達田委員

各病院でも先生を探すのが大変ということも、人事の方も苦労されているということで

お聞きをしているのです。是非こういう取組が功を奏していくように、また強化をしていただきたいと思います。

次に、1年前ですけれども、昨年6月議会で在宅医療推進事業、それから医療従事者の養成確保事業ということで女性医師等就労支援事業、それから看護職員のUIターン支援事業に予算が付けられました。

これにつきましては1年少したちますので、何か取組の先が見えてきたというのがありましたら、御報告いただきたいと思います。

そしてこれからも続けていかなければいけない事業かと思うのです。こういった事業が出てきた背景が、医師も看護師も不足して、労働が大変な状況にあるのではないかと思うのですけれども、そうした実態をお調べになっておりましたら、お知らせいただけたらと思います。

金丸医療政策課長

医療従事者養成確保事業についての概要、成果と、これまでの看護師、医師、女性医師等の状況についての御質問でございます。

まず、医療従事者養成確保事業のうち女性医師等就労支援事業ですが、県におきましては女性医師等の定着に向けた施策を検討するため、令和4年6月に女性医師支援などの検討会を設置いたしまして、その検討会においてアンケートを実施しております。

その中で、県内では託児所を設置している学会や講習会が依然として少ないということで、子育て中の女性医師等が受講しやすくなるなどの環境整備が必要でありますとか、女性医師等が仕事を続けていくためには宿直や日直、時間外勤務の免除といったものが重要であるという御意見を頂いています。

こうした現場の声を踏まえまして県内開催の学会、講習会会場への託児所設置や、医療機関における働きやすい職場環境の整備に必要な代替職員の確保に要する経費の支援を行うとしたもので、これ以外にも女性医師就労支援に向けましては、復職を希望する女性医師を対象とした相談窓口の設置ですとか、病院等で勤務する職員が利用する病院内の保育所の運営を支援する病院内保育所運営費補助事業などを引き続き実施しているところです。

こうした取組を進めながら、女性医師の確保・定着というものにしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところです。

もう一つ、看護職員UIターン支援事業についてですが、県内の看護職員数につきましては近年増加傾向が鈍化しておりまして、今後の人口減少に伴い、より人材確保が困難となることが危惧されているところで、移住施策と連携した県外で働く看護職員の本県への呼び込みを目的として、事業を実施しています。

昨年度には、企業合同説明会や看護職員のマッチングフェア等のイベントにおきまして周知を行いますとともに、ナースセンターとの連携の下、就労希望者への相談支援を実施いたしまして、7名の就職マッチングにつながったところです。

本年度におきましても、引き続きこの事業を続けておりまして、現時点で6名の就職マッチングにつながっているという状況でございます。

看護職員、女性医師につきましては、特に看護職員につきましては、県西部、県南部にお

いて不足しているというお声も聞いているところですので、そういったところに幅広く看護職員が配置いただけるように、我々としても確保・定着策をこれからも引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

看護師として働いておられる方が、結婚して子供さんができると、子育てで非常に苦労をされているというお話もお聞きいたします。

特に夜勤勤務がある場合に、子育てと両立できないということで、やむなく職場を変えようということで、退職されてほかの仕事に就かれるとか、あるいは同じ看護師として夜勤のない所が変わっていくと、そうしたらそれが短時間の勤務になってしまうということもお聞きします。

ですから恐らく、女性医師の場合も、子育てと両立というのは本当に大変なことではないかと思うのです。

それで女性医師、また看護職員が、子育てと両立できるような工夫というのは、具体的にどういうふうにされてきたのでしょうか。

金丸医療政策課長

女性医師の子育てとの両立に向けた施策につきましてでございます。

先ほども御答弁させていただきましたが、女性医師につきましては子育てで、勤務していた医療機関から一時離れて、育休とかを取られているというふうなことも、数多くあるところございます。

こうしたところで、休んでおられた女性医師が医療機関に復職するということをしっかりと支えていきたいところでして、復職を希望される女性医師を対象といたしました相談窓口の設置、また相談を受けた後での研修の開催ですとか病院内保育所を運営する医療機関に対しての補助事業、こうしたものを活用いただきながら、女性医師の毎日の育児と仕事が両立できるような取組を進めているところでございます。

達田委員

過疎地域の医療を担っている医師の方なども、遠隔地を転々と勤務しなければいけないという御苦労をしているということもお聞きするのです。根本的なところから見直していかなければいけないのではないかと思います。

先ほど代替職員ということで、この予算で代替職員もというのは無理のような気がするのですけれども、これは何か、ほかに事業があってされているのでしょうか。

金丸医療政策課長

代替職員の確保についての事業について御質問を頂きました。

先ほども申しました、育児をされている女性医師ですと、宿直とかの時間外勤務というのがなかなか難しいと、勤務時間とか日数の短縮というものもできればお願いしたいという、これにつきましては、女性医師の支援などの検討会アンケートの中でも数多くの御意見を頂いたところです。

そういった御意見を踏まえまして、なかなか時間外勤務が難しい女性医師の代わりに、代替職員確保ということで支援させていただいているところですが、派遣というのも少し難しいところがあるというのが現状となっております。

そういったことを踏まえまして、更なる医師確保といったところ、医師を派遣できる状況を作っていかなければいけないということで、更なる医師確保対策、様々な施策を、今後も展開してまいりたいと考えております。

達田委員

新たな医師を確保するというよりも、今どこかで働いている方がお手伝いに来てもらえるということなんでしょうか。全体的に人数を増やしていくというのが、とても大事なことはないかと思うのです。

それともう一つの看護職員の場合なのですけども、7名の方が新しく働いてくださるということで、大きな成果が上がっているのではないかと思います。

ただ、その成果に見合うだけの、皆さんが辞めないで働いてくれたらいいのですけれども、私のお聞きする中でも職場を変わったという方もいらっしゃって、県下では何人もの方が辞めているのではないかと思うのです。

子供さんが小さいうちや、保育所に預けたりしている時は、まだ分からなかったのけれども、小学生に上がるとお母さんに家にいてほしいという、子供自身の願いも出てくるそうなのです。そういう声に押されて、職場を変わらざるを得ないというようなお話もお聞きしております。

子育て支援、それから夜勤の回数を少なくするためにも、人を増やさないことには解決しないと思うのです。

ですからこの事業は、ますます重要な事業だと思いますけれども、毎年継続してこつこつとやっていくしかないと思うのですが、この事業が途切れることなく次々とやっていける予算付けはあるのかどうか、その点だけお尋ねしておきます。

金丸医療政策課長

事業の予算付けについての御質問でございます。

我々としても、達田委員がおっしゃられたように、継続的な取組というものが大変重要であると考えてございます。

医師確保にしてもそうですし、看護職員もしっかりと対策をしていかなければいけないと考えているところで、そのための予算をしっかりと確保できるようにといったことも取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

継続した取組を強化していただけるように、是非よろしく願いいたします。

次に熱中症対策についてお尋ねしたいと思います。さきの議会でも、委員会でもお尋ねさせていただいたのですけれども、今年も、ものすごく暑かったです。

今年に入ってから熱中症で搬送された方とか、病院に掛かれた方など、熱中症にかかったという方の人数、また被害の状況とか分かりましたら、お知らせいただけたらと思

います。

久次米健康寿命推進課長

ただいま、熱中症被害の状況についての御質問を頂きました。

今年度におけます熱中症による救急搬送者数につきましては、総務省消防庁の発表する速報値におきまして、9月22日時点で796人となっております。

救急搬送者のうち、お二人の死亡が確認されたほか、重症が31名、中等症が227名、軽症が501名となっております。

年齢別につきましては、約6割が高齢者と最も多く、発生場所については約4.4割が居宅ということになっております。

達田委員

被害もどんどん広がってきていると思うのです。

地球沸騰化といって、ものすごく気象が変わってきておりますので、これから涼しくなるだろうということは、まず考えられないと思います。

毎年毎年、もっと暑くなっていくのではないかと思います。熱中症にかかれた方が、どういう所でかかれたかというのは、例えば農作業中であったとか、仕事であったとか、家庭の中でとか、そういう分類はあるのでしょうか。

久次米健康寿命推進課長

9月22日までの速報値におきましては、居宅が354名、それから仕事場が118名、教育機関における発生が30名、それから公衆の場における発生が129名、道路における発生が126名、その他が39名となっております。

達田委員

自分は大丈夫だと思っていても、いろんな所で熱中症にかかる方がいらっしゃるわけなんです。

私はさきの6月議会でも、エアコンの設置というのが大事なのではないかと申し上げたのですが、低所得の方にエアコン設置ができるような制度を設けたというのが県下でございましたら、お知らせいただけたらと思います。

加藤地域共生推進課長

ただいま、達田委員より、低所得者の方にエアコン購入費支援制度はあるのかという御質問を頂いております。

低所得者向けのエアコン購入費用の助成を、自治体独自でやっているというのは、県外では事例をお聞きしておりますが、県内の市町村ではないと聞いております。

熱中症の健康被害が数多く報告されて、気温の高い日が続く時期に備えて、国は国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発、注意喚起を行う等、対策に万全を期すために、令和6年5月31日に、生活保護世帯におけるエアコンの購入費用に関する取扱いについて通知されておきまして、生活保護を受けている方の熱中症対策として、生活福祉資金の貸付

けを活用してエアコンを購入することが可能ということを周知されているところです。

この内容につきましては、県から県内の各福祉事務所、それから生活福祉資金の対応をしております市町村の社会福祉協議会へ速やかに連絡させていただきまして、全県的に低所得者に対する生活福祉資金の活用の周知徹底を図っているところです。

県の社会福祉協議会によりますと、昨日現在で確認したところ、エアコン購入に係る生活福祉資金の貸付けについて、令和4年度が6件、令和5年度が3件だったものが、令和6年度11件ということで、熱中症対策として福祉事務所等の助言指導に基づきまして、福祉資金の貸付けによってエアコンを設置、購入いただけるということが県内に周知、浸透が図られているものと認識しております。

今後とも、生活保護世帯をはじめ低所得者の皆様への生活支援に向けて、国の動向も注視しながら、しっかりと対応してまいります。

達田委員

もちろんそういう生活福祉資金の制度がございますけれども、結局返していくという制度なんです。実は6月にも取り上げました制度については、それとは全く違う制度なんです。

例えばこれは東京都練馬区のお知らせなんですけれども、経済的な事情から新たにエアコンを購入することが難しい世帯へ、熱中症による健康被害の予防を図るためにエアコンの購入費用を助成する制度なのです。

この助成の申込期限というのが今月31日までになっております。対象世帯は、自宅に冷房機器を使用できるエアコンが1台もない、又は故障等で1台も動かない状態で、世帯員全員が住民税非課税、児童扶養手当を受給している、又は生活保護を受給中であるとか、こういう助成の対象であるのです。助成の上限額が10万5,000円なんですね。エアコン本体が6万7,000円までで、設置工事が3万8,000円までということで新しい制度を作られております。

これは東京都練馬区だけではなくて、北海道から九州に至るまで、あちこちの自治体でこういうことをやりだしたということなんです。

エアコンのない部屋で扇風機だけつけて、また扇風機もつけないで我慢して、自宅でいて部屋の中で倒れるということも後を絶たないわけなのです。

ですけれども、こういう制度があれば安心して付けられる。エアコンを付けるに当たっては、できるだけ省エネになる物を付けてくださいとあるのです。

もちろん省エネでないと電気代も大変ですので、徳島県でもこういう制度を作りましょうということで市町村が頑張っていて、そして県も支援するという熱中症対策を是非やっていただきたいと思うのですけれども、全国でどれぐらいの自治体がやっているのかを調査していただいて、それに倣って徳島県もできるようにしていただきたいと思うのです。検討されるお気持ちはあるでしょうか、ないでしょうか、お尋ねいたします。

加藤地域共生推進課長

エアコン対策につきまして、達田委員より、低所得者の皆様への支援策の検討について御質問いただきました。

先ほど省エネのエアコンについてのお話があったかと思うのですが、今電気屋さんに行っていただくと分かると思うのですが、換気機能が付いたものとか空気清浄が付いたエアコンについては、今年度の経済対策で環境省と国土交通省が連携をして、6万円までのものが2万円ぐらいの補助がありますとか、国で検討して全国一律の支援策としてそういう動きが出ているところも認識しております。

達田委員がおっしゃるように市区町村におきましては、独自の財源を使って様々な形で省エネの観点から、あるいは熱中症対策の観点からそういった支援をしているということも、我々もお聞きするところで、そのあたりの動向も注視しながら、今後の対応については、国とも情報共有を進めながら努めてまいりたいと思います。

達田委員

全国の状況がそういう方向に進んでいると思いますので、徳島県も遅れないようにやっていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、高齢者の就業機会の確保・提供ということでお尋ねしたいです。

とくしま高齢者いきいきプランが今年の3月にできまして、この中に高齢者の皆さんが生き生きと生活していただくということで、そのうちの一つとして就労というのが入っている。就労支援ということで今、高齢者に期待されております。

労働力人口が減少して若い人たちが少なくなっていくわけですから、経済社会の活力を維持するために、より多くの人々が社会保障制度などの支え手とならなければいけない。

その持続可能性を高めるために、高齢者の知識や経験を経済社会の中で有効に活用することが必要と書かれていて、元気なうちは働いてくださいということなんです。高齢者にとりましても元気なうちは働きたいという方が多いです。

事業主に対しても65歳までの雇用機会を確保するために定年の引上げとか、継続雇用制度の導入とか、定年の定め廃止とか、いろんな措置を講じてくださいということが言われております。

それで現在、職場を退職された方が高齢になって働きたいというときに、シルバー人材センターに登録されて、いろんな仕事をされる方も多いと思うのですが、現状はどれぐらいの方が働いておられるのか、状況をお知らせいただけたらと思います。

日野労働雇用政策課副課長

達田委員より、シルバー人材センターの会員数についてのお問合せということで、シルバー人材センターに登録されている会員の状況をお答えさせていただきます。

令和5年度におきまして、会員数が4,466名となっております、就業の延べ人数は42万2,000人日となっております。

達田委員

今回、最低賃金が引上げになるということで、働く人たちからは大いに期待されておりますが、本会議でも取り上げられた問題でもございます。今、最低賃金以下で働いている方も何人かいらっしゃる。

恐らく980円になったとしても、それ以下で働いている人がいるのではないかと心配さ

れているのです。本会議では最低賃金以下の方が約27%ぐらいとおっしゃっていました。厚生労働省の賃金構造基本統計調査、これを基にして昨年度のデータを作っているのですけれども、これを見ましても29%程度の方が最低賃金以下で働いているという実態が出ているのです。

高齢者、それから若年労働者、それから障がい者、外国人の方など、社会的に弱者と言われる方々が、最低賃金以下とか、また非常に低賃金で働かざるを得ないという状況があるわけです。

高齢者の方がシルバー人材センターでいろいろな仕事に就かれたとしても、今の賃金を上回るような状況になっていくのか、最低賃金はきちんと守られるのか、その点の見通しを教えていただけたらと思います。

日野労働雇用政策課副課長

ただいま、達田委員より、シルバー人材センターで働く方への最低賃金の適用について御質問いただきました。

シルバー人材センターの就業形態には大きく二つございます。センターが発注者から業務を受注し、その業務を会員に請け負わせる請負と、センターが発注者から業務を受注し会員を発注者の事業所などに派遣する形態があります。

請負はセンターが発注者と請負契約を締結し、会員はセンターと請負契約を締結して業務を実施し、センターから請負代金の配分を受けるものであり、センターと会員との間で雇用契約が発生しないため、最低賃金法は適用されません。

派遣の場合は、センターが発注者と労働者派遣契約を締結し、会員と雇用契約を締結して、会員を発注者の事業所などへ派遣し、会員が業務を行うことから、雇用契約に基づき最低賃金が適用されます。

本年11月から最低賃金が引き上げられることから、現在、各シルバー人材センターにおいて派遣契約の契約変更の対応を行っているところです。

また、平成28年に国から出されておりますシルバー人材センターの適正就業ガイドラインでは、会員が請負の業務に従事する場合、最低賃金法は適用されませんが、配分金の総額を標準的な作業時間で除した場合は、原則として最低賃金を下回らない水準を勘案したものにするように示されています。

またこの度、本年9月27日には国から最低賃金引上げに係るシルバー人材センターとの契約について、適切に対応するよう国から周知依頼があったところです。

県におきましては、シルバー人材センターの会員が業務を行う際、最低賃金を反映した適正な価格で配分が受けられるよう、市町村や発注者となる事業者に対して周知に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

とくしま高齢者いきいきプランによりますと、アクティブシニアの就労機会の確保に向けて、徳島労働局や公益社団法人徳島県シルバー人材センター連合会と連携して、シルバー人材センターの機能強化や事業の活性化に取り組んで、徳島県が頑張るということを示しているのです。

ですから、ここで働く方たちが最低賃金が上がればその分、今までよりも賃金が上がると、そして働きがいがあるという状況に是非していただけるように、これからも取組の強化を求めて終わります。

東条委員

通告はしていなかったのですが、私は代表質問で困難な状況にある子供の支援についてということで不登校の問題を質問させていただいたのですけれども、本県でもすごく増えていて1,565名ということをお聞きしたのです。

不登校の子供たち1,565名の方々の、学校は行っていないけれども、ほかの所に行かれている内訳、状況は分かるのでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま、東条委員より、小中学校の不登校の児童生徒の状況というところで御質問を頂きました。

不登校につきましては、経済的な理由や病気等ではなく30日以上欠席をしている児童生徒というところで、学校等に出席をしている場合も含まれています。

年間で30日以上という定義になっておりますので、そういった1,565人の小学校、中学校の児童生徒の中で校内教育支援センター、また市町村で設置されています教育支援センター、また民間のフリースクール、そういった居場所で学校生活以外の部分の生活をしている児童生徒もいるというところで、現在の人数は持ち合わせておりません。

東条委員

そうしたら、今どのぐらいの方々が教育支援センターに行ったりとか、フリースクールにはどのぐらいの人数が行っているかというのは、まだ把握できていないということなんですね。

今回、こども食堂を学校単位で増やしていこうということで、こども食堂を作られているのですが、その連携はどういうふうになっているのでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま、東条委員より、こども食堂との連携というところで御質問を頂きました。

学校教育の中で、こども食堂との連携というところは具体的に実施はしておりませんが、周知依頼等がありましたら協議をして、学校と児童生徒等にお知らせをしている場合があると認識をしております。

東条委員

学校によって違うというようなこととお話をされたのですけれども、実は藍住町にこども食堂が八つあるのですけれども、その八つのこども食堂が、どこの地域ではいつどんなことをするかというカレンダーを作って、学校に掲示をお願いしたら学校の協力が得られなかったという報道があったのです。

県がこども食堂を子供の居場所ということで一緒に進めているのですけれども、教育委

員会として、市町村とどういう関係で今後やっていかれようとしているのか教えていただけますか。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま、東条委員より、子供の居場所の関係で御質問を頂いたかと思います。

現在、こども食堂につきましては、県内各市町で設立されておりまして、この9月の時点では150を超える場所がございます。

我々としましては、先ほど東条委員からお話ございました、それぞれの市町においていろいろな制約の中で周知をしているということではございますが、そういった部分が子供にとって不利益にならないように、私どもは児童福祉からの教育を通じて、それぞれ教育委員会でもございましたり、また民生児童委員の方々であったり、そういった方々と困難な状況にあるお子さんたちの居場所として、こども食堂をやっているということの周知をお願いしているところです。

今回、こういった事例もございましたが、改めて県としても丁寧に御説明もしながら、また場所の確保でありましたら減免の措置であったりとか、いろんな形で市町村からの御協力が頂けるように、またその中で教育委員会とも情報を綿密に共有しながら、しっかり御理解を頂きながら広げていけたらと思っております。

東条委員

不登校のことでお話をしていたのですけれども、これが全部ではなくて一つの解決策でもあると思うのです。

学校だけでは難しい問題だなと思っております、地域と連携をして、子供たちが、あそこの居場所に行ってみようかというようなものを一緒に作っていく、そういう選択肢も広げていくには、学校の協力というのは絶対必要だと思うのです。

このことにも是非協力を頂きたいというのと、教育委員会でも不登校対策をほかにもいろいろ考えられているとは思いますが、ほかにもどういう対策を考えられているのか、それも教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま東条委員から、不登校の児童生徒の対策というところで御質問を頂きました。

児童生徒の不登校の未然防止、それから支援というところで、児童生徒の見守り体制を図っていく、不登校の未然防止のためのリーフレットの作成であったりとか、ハンドブック等を使いながら職員研修の充実に努めているところです。

またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置等も進めておりまして、教育相談体制の充実を図りながら、不登校の児童生徒の支援の充実、さらに、居場所づくりというところで教育支援センターや、校内教育支援センターなどの様々な関係機関との連携を図りつつ、子供たちの学びを保障する取組を実施しているところです。

また、鳴門教育大学等とも連携をしながらライフサポーターの派遣、さらにスクールソーシャルワーカーにつきましても、家庭のほうにも行っていただくという、アウトリーチ支援についても進めております。

さらに、相談窓口について、しっかり周知をするために県のホームページに掲載しています。またフリースクール等についても教育委員会との連携を図りながら協議を進めているところもありますので、そういったフリースクールについても、全体に周知を図っているということです。今後も様々な対策等も取りながら、不登校児童生徒支援に取り組んでまいりたいと考えています。

東条委員

学校だけでは大変な時代になってきていると思います。東京の事例を見たら、不登校の子供たちへの支援のポイントということで、冊子みたいなものを作られて保護者の方や関係者の方に配ったりとか、いろいろしながら進めているという状況が載っていました。

こども食堂の関係の居場所とか、地域の方々との連携を保ちながら、アウトリーチですね、前は学校の先生が行ってくれていたのですが、そんな人数で足りませんので、できたら専門要員みたいな方を用意していただいて、子供の行かない理由とか行けない理由はみんな違うと思うので、子供に合わせた計画を丁寧に作れるように、サポーターみたいな方々を増やして行ったりとか、いろんな仕組みを考えて、地域を巻き込んでいていただくように。

外には出さないみたいな、学校の中だけでバリアを張っているような、そんな感じがあるのです。

そうではなくて、地域の皆さんにもいろんな声を出して協力を得られるようにして、小さい時の教育、生き方というのは、その時に学ぶものなので、是非地域で連携してやっていただけるようお願いして終わります。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは扶川議員の発言を許可いたします。なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

扶川議員

先ほど達田委員が質問したことで、関連してお尋ねしたいことが出てきました。

生活保護を新規に申請した方については、貸付けではなくて、エアコンの代金が支給されます。ところが既に生活保護を受けている人には支給されない、あるいはその制度を知らなくて、申出がなかった人には支給されないという実態を私は知っています。

鳴門市でこの間、8月に生活保護受給者でエアコンのない80代のおばあさんが亡くなり

ました。熱中症でないかということが疑われたのですが、熱中症被害者の二人の人数に入っていません。病死だということになっていますが、1日たっていますから本当の死因は分からない、近所の人は熱中症だと言っています。

こんなことが繰り返されてはならないので、是非、今生活保護を受けている世帯で、エアコンがあるかないかの把握はきちんとしていただきたい。制度を知らなかったのであれば、あるいは、途中から制度が変わったのですから、それ以前から受けていた人には支給すべきです。

調査していただきたいのですが、お願いできますか。

加藤地域共生推進課長

ただいま、扶川委員外議員より、生活保護受給者のエアコンについての調査について御質問いただきました。

先ほど達田委員からの御質問でも答弁いたしましたように、国から、生活保護の方に福祉資金を活用したエアコン設置が可能という通知を頂いて、全ての福祉事務所に周知させていただいておりますので、全てのケースワーカーがそれぞれ訪問の際にしっかりと説明をさせていただいて、エアコンのない家庭については設置を勧めるというところも進めて、今年度ここまで11件の方に福祉資金の貸付けをして設置していただいている状況でございます。

生活保護の開始時に、そういう家具とか什器じゅうのない方については、そういった物を生活保護のスタート時点で支援するということになっておりますが、扶川委員外議員がおっしゃるように壊れた物を直すとか、そういった物については現状、国からの指針では、保護の対象としては見られないことになっております。

その代替として福祉資金を活用して、例えばこの部屋は付いているけれども隣の部屋は付いていないと、生活をするに当たってもこれだけ暑いので、一つの家で2台目がないと、御飯を食べるのにも苦勞するということも当然あり得ますので、そういった家庭については、2台目は福祉資金で設置していただいたという事例もお聞きしております。

そういった御事情を勘案して、それぞれの福祉事務所、県が所管するエリアと市が所管するエリア、それぞれのエリアで、それぞれのケースワーカーから、生活保護の方へのエアコン設置について、周知徹底を引き続き図っていきたいと考えております。

扶川議員

最初予定していたことが言えなくなってしまう可能性がありますけれど、生活保護を受給している方は電気代がもったいなくて、エアコンを付けてしまうと払えないからということで、我慢をする人も多いのです。

その人たちに、お金を借りて、毎月返済して、エアコンを付けなさいと言っても、付ける人は少ないです。

これでは駄目なんです。命に関わるものなので、エアコンが壊れた人には支給すべきです。これは国に対して、強く意見を申し上げていただきたいということをお願いしておきたいと思います。命に関わる問題ですよ、実際に死んだ人もいます私は思います。これでは駄目です。

それで、まず実態把握をしてください。どれだけの家庭でエアコンを付けていないか、あるいは夏場、我慢していないか、それを調べた上で国に意見を上げていただきたい、調査をお願いしておきます。

別の話ですが、高齢者施設の職員の新型コロナウイルス感染症の検査のことです。高齢者施設で新型コロナウイルス感染症が流行しても、以前のように把握する仕組みがないので、実態がよく分かりません。

確かに重症化する人は少なくなったとは聞いておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染力は強くて、依然として、重症化して入院する人も多いはずですよ。

数が増えれば当然、その中には命を落とす人もあるだろうと思います。実際に亡くなった人を私は知っています。

そうした実態把握をして、具体的な情報を介護施設などで共有しないことには、単に警報を出すだけでは、特に施設に入所している高齢者の命を守れないと私は思います。

命を守るために、職員さんが毎日のように検査キットで検査をしているところもあります。真面目に一生懸命守ろうと思っている所ほど、負担が重いわけです。これはおかしいと思います。

まずこれも実態把握をしていただいて、新型コロナウイルス感染症の発生状況、患者数と重症化や死に至った数なんかを把握していただいて、その上で検査キットが必要であれば、どこかの介護施設でも一定のルールの下で検査キットが助成されるという仕組みを、是非作っていただきたい。どうでしょう。

坂野長寿いきがい課長

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日に感染症法上の取扱いが2類相当から5類へ移行しております。

新型コロナウイルス感染症が5類になった現在におきましても、高齢者施設等において利用者や職員に陽性者が発生した場合は、平成12年2月22日付の社会福祉施設等における感染症等発生に係る報告に基づきまして、例えば同一の感染症若しくは食中毒の患者、又はそれらを疑われる者が10名以上、又は全利用者の半数以上発生した場合などには、施設の所在地を管轄する保健所に報告するようになっておりまして、発生者については一定程度、把握できるような形で、保健所へ報告する際には、県の長寿いきがい課にも同じ内容を併せて報告してもらうよう高齢者施設に依頼して、発生状況について把握に努めているところです。

扶川議員

そうしたら、今はその状況が分からないのですか。

坂野長寿いきがい課長

先ほどの答弁で、日付で間違いがありましたので、先に訂正させていただきたいと思います。社会福祉施設等における感染症等の発生時に係る報告については、平成17年2月22日付でございましたので、訂正させていただきます。

こちらで把握いたしております新型コロナウイルス感染症に感染した方々につきまして

は、この7月から9月までの間の3か月間でございますが、延べで約1,220名の方が感染されていたと把握してございます。

扶川議員

その方々の重症、中等症、軽症、あるいは死亡に至ったとか、そういう情報はありますか。

坂野長寿いきがい課長

新型コロナウイルス感染症が、こういった形で報告された施設におきましては、協力医療機関等の医師の指導を受けまして施設内療養を行っていただくとともに、入院が必要な方につきましては、協力医療機関との連携によって入院先を確保する形で対応していただきまして、大きな混乱はないと聞いております。

扶川議員

把握されているのかも分かりませんが、事前通告していないから数字は頂けないのですか、それとも把握する仕組みになっていないのですか、いずれにしても教えてください。

本来は不登校、ひきこもりの問題を議論しようと思っていたのですが、意見をするだけになってしまうと思います。先ほども出たように不登校の数というのは過去最高になっていますが、中学校の不登校は高校進学ができなかったり、高校に入っても不登校が続いて中退したりすることにつながります。

徳島県の高校の中途退学者数はどうなっているか、教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど高等学校の中途退学者の状況ということで、扶川委員外議員から御質問を頂きました。

令和4年度の徳島県国公立高等学校における中途退学者数は101人となっております。

扶川議員

高校を中退した方が、そのままひきこもりになってしまう例もあると思います。

さらにその後、大学入試に失敗したり、大学に入っても中退したり、就職後に人間関係に挫折したりして、ひきこもりになる方もあります。

そういういろんな経過を経て、ひきこもり状態になって長期化すると、最後には8050問題と言われるように、中高年の子供と親だけで生活するような事例というのが出てきます。

こうした経過で生まれるひきこもりの方について、徳島県は令和元年12月に調査をして550人としておりますが、これは民生児童委員が把握している数を集計したものです。

一方で国の推計では2019年、すなわち令和元年の全国のひきこもり人数は約100万人と推計されておりまして、徳島県の人口割合でいうと5,500人になります。

私もたくさんのひきこもりに関する相談を受けてきましたが、実感としては5,500人の

ほうが近いように思います。昨日も一つ、そういうお宅に伺って、相談を伺いました。

そこでお尋ねしますが、ひきこもりに関しては550人という数字は一部しか把握されていないという認識は持っておられますか、また今後、これについて追加の調査をしていただきたいと思うのですが、お考えをお伺いします。

加藤地域共生推進課長

扶川委員外議員より、ひきこもりの実態把握について御質問を頂きました。

ひきこもりの方につきましては、県の精神保健福祉センターや市町村等の相談支援窓口を既に設置しているところです。今8050問題というお話もございましたが、実態把握につながる事が難しい、社会から孤立する一方で医療的な、あるいは福祉的なケアを受けていないというのがひきこもりの方に多いかと思っておりますので、そういった相談支援窓口とのつながりづくりに苦労されているという現状をお聞きます。

我々としたしましては、先ほど東条委員からこども食堂のお話もございましたが、様々な形で支援をいたしております行政以外のNPO等支援組織、あるいはひきこもり当事者の家族の会や当事者団体、専門職の支援グループとの連携を、既に県で設置しております孤独孤立対策のプラットフォームの中で構築していております。

このプラットフォームを活用して、県や各市町村の公的支援組織と民間のつながりづくりを通じて、ひきこもりの方をはじめとする孤独孤立に寄り添う体制で、ひきこもり、孤独孤立対策に一つ一つ取り組んでいくことが重要であると認識しております。

なかなか一概に数を把握するというのは難しいというのが現状かと思っておりますので、それぞれの地域レベルで、支援を必要とするケースを探していく活動を地道に築ける体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

扶川議員

時間がないので、意見だけ申し上げておきます。

子供の養育に関しては、こども家庭センターを設置することは努力義務になって、各部署が集まって、ケース会議を開いたりしてやっていくことになっています。

これが18歳を超えると、今度は8050問題につながっていかないように地域で見守りをする、そのための重層的支援という事業が始まっております。

厚生労働省の資料を見ますと、徳島県では小松島市がやろうと手を上げているようですが、是非そういう、子供から大人に至るまで一貫して誰一人取り残さない仕組みを作っていただきたい。

最後に、その重層的支援は小松島市だけか、お答えいただいて終わります。

加藤地域共生推進課長

高齢者、障がい者、児童福祉、そういった垣根を越えて支援するという重層的支援事業を厚生労働省で構築しております。これはそういう形態の事業で現在、小松島市が手を上げられて、進められているところです。

国としてはこれを広げるようにということで、県としては、24市町村にお声掛けをして、また今月中にも重層キャラバンという形で、そういった事業をしませんかというよう

なお声掛けを、国の担当者もお呼びして開催したいと考えております。

その事業は事業として、正に地域で様々な形での支援を重層的にやっていくということについては、24市町村がそれぞれで取り組んでいかないと、ひきこもりの問題解決につながらないというのは御指摘のとおりかと思っております。

その点、先ほど言いました孤独孤立、国では孤独・孤立対策推進法が本年4月から施行されておりました、市町村レベルでの地域協議会の設置も法律の中でうたわれております。

県としては市町村と連携して、先ほど、こども家庭支援センターのお話もございましたが、そこにNPOですとか地域包括ケア、あるいは主体となる市町村の社会福祉協議会などと連携する組織づくり、基盤づくりを進めるように働き掛けておりました、ひきこもりの方お一人お一人の支援につながっていく体制づくりを進めていきたいと考えております。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、こども未来・安心対策特別委員会を閉会いたします。（11時58分）